

社会的経済に関する国際的動向

富沢賢治

I 1999年までの動向

1. 富沢賢治『社会的経済セクターの分析—民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年。

- 社会的経済論の形成史

1830年、シャルル・デュノワイエが『社会的経済新論』を刊行

1830年代 ベルギーのルーバン大学が社会的経済のコースを開講。

- 社会的経済の定義(同上書、164-165ページ)。

1989年にEC委員会が社会的経済部局を設置。

社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織。

その基本原則は、連帯とメンバー参加(一人一票制)。

一般的な法的形態は、協同組合、共済組織、アソシエーション(NPO)。

2. 富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社、1999年。

「非営利・協同組織とは、社会的問題の解決をめざす開放的、自律的、民主的な組織である」(同上書、14ページ)。

II 2000年から現在までの動向

富沢賢治「非営利・協同の10年」『いのちとくらし研究所報』46号、2014年3月。

III 直近の状況

1997年以降、RIPES(社会的連帯経済推進のための大陸間ネットワーク)が国際会議を開催(第5回は、2013年10月)。

2013年5月、国連社会開発研究機関(United Nations Research Institute for Social Development、UNRISD)が、「社会的連帯経済の可能性と限界」をテーマに会議。

2013年9月、国連が社会的連帯経済推進委員会を設置(UN Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy)。

SSE(社会的連帯経済)の担い手は、経済的目的とともに社会的目的を持ち、協同と連帯を基礎に活動する組織である。協同組合、女性の自助組織、社会的企業、コミュニティ企業、フェアトレードのネットワーク、インフォーマル経済の労働者の組織などが含まれる。

ミレニアム開発目標の2015年後の計画を検討するさいに、国連は、関連組織の間の調整をとり組織横断的に全体として社会的連帯経済の実効性を高めるように努める必要がある。

社会的連帯経済推進委員会の設立に参加した組織は、ILO、UNRISD、FAO、WHO、UNESCOなどの14組織である。

社会的連帯経済委員会の目的は、①社会的連帯経済組織に関する認識の向上、②社会的連帯経済のネットワークの強化、③社会的連帯経済を育成するための法制度の整備、④国際的活動の調整とパートナーシップの強化である。

IV 関連する論文

1. Peter Utting (国連社会開発研究機関の副代表。社会的連帯経済研究の責任者)の論文

「社会的連帯経済:社会的に持続可能な開発(socially sustainable development)を可能とするか?」(2013年4月)(UN RISD のウェブサイト)

1. 持続的発展を超えて

embedded liberalism(社会に埋め込まれた自由主義? 社会と両立する自由主義?)と称される伝統的な発展モデル(経済成長と福祉国家をめざすモデル)は、総合的な開発という視点からすると、もはや不十分である。今日では、経済発展、社会的保護、環境保護、ジェンダーの平等、社会的政治的エンパワーメント、という5つの問題の同時的検討が必要とされている。これらの問題を解決するうえで社会的連帯経済が一定の役割を果たしうる。そのさい、社会的連帯経済、政府セクター、営利企業セクターの3者の関連が重要となる。

「社会的に持続可能な開発」という言葉のなかで用いられる「社会的に」に関しては、とりわけ2つの側面に着目したい。①保護とニーズの充足だけでなく、不平等な社会関係の転換に関連するという側面、②社会に根ざす諸組織によって前進がもたらされるという側面である。

変革の伝統的な担い手は国家と労働運動であった。しかし、いまや両者は、市場の力で弱体化されている。変革のためには、市民社会の他のアクターを含む新しい連合が必要ではなからうか。

2. 社会的連帯経済:現在必要とされる理念

社会的連帯経済の組織は、下記の特徴を持つ。

- 社会的な目的をもつ。
- 労働者と生産者と消費者との間に協同と連帯の関係をもつ。
- 職場民主主義と自主管理がある。

社会的連帯経済には、伝統的な組織(協同組合、共済組織、NPO)だけでなく、新しいタイプの組織(女性の自助組織、フェアトレード組織、インフォーマル・セクターの労働者の組織、社会的企業、社会的ファイナンスなど)が含まれ、種々のレベルでネットワークを形成するという特徴をもつ。

国連、関連組織、各国は、社会的連帯経済を促進するための方策を検討すべきである。

2. Rafael Peels (ILO)の論文

「社会的連帯経済の法的枠組み」2013年5月。

いくつかの国で社会的連帯経済の法律が成立している。本論文は、スペイン(2011年)、エクアドル(2011年)、ギリシャ(2011年)、メキシコ(2012年)、ポルトガル(2013年)について検討している。

富沢の注:ブラジルやフランスなどでも社会的連帯経済法の制定に向けた動きが見られる。